

平成二十年経済産業省令第二百三十九号

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染さ

れた物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）中第一種廃棄物埋設の事業に関する規定に基づき、及び同規定を実施するため、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則を次のようく定める。

**第一条** この規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十二条の二第一項第一号に規定する第一種廃棄物埋設（同条第二項の規定により第一種廃棄物埋設事業者が第一種廃棄物埋設施設において第二種廃棄物埋設を行う場合にあっては、当該第二種廃棄物埋設を含む。以下同じ。）の事業について適用する。（適用範団）

**第二条** この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。  
この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  
一 「放射線」とは、原子力基本法（昭和三十一年法律第八十六号）第三条第五号に規定する放射線又は一メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線若しくはエックス線であつて、自然放射線以外のものをいう。  
二 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）で廃棄しようとするもの（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）をいう。  
三 「管理区域」とは、第一種廃棄物埋設設施を設置した場所であつて、その場所における外部放射線に係る線量が原子力規制委員会が定める線量を超え、空気中の放射性物質（空気又は水のうちに自然に含まれている放射性物質を除く。以下同じ。）の濃度が原子力規制委員会の定める濃度を超える、又は放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める密度を超えるおそれのあるものをいう。

（定義）

四 「周辺監視区域」とは、第一種廃棄物埋設施設及びその周辺の区域（管理区域を除く。）であつて、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えるおそれのないものをいう。

五 「埋設保全区域」とは、廃棄物埋設地（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。以下同じ。）の保全のために特に管理を必要とする場所であつて、管理区域以外のものをいふもの。場所であつて、管理区域以外のものをいふものをいう。

六 「放射線業務従事者」とは、第一種廃棄物埋設施設の保全、核燃料物質等の運搬又は廃棄等の業務に従事する者であつて、管理区域に立ち入るもの。をいう。

七 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号。以下「品質管理基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。

八 「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品販マネジメントシステムをいう。

九 「廃棄体」とは、容器に封入し、又は容器に固型化した放射性廃棄物をいう。

十 「廃止措置対象附属施設」とは、法第五十二条の二十五第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があったときは、その後のもの）に係る廃止措置の対象となる廃棄物埋設地の附属施設をいう。

十一 「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、第一種廃棄物埋設施設の設計において発生を想定しているものをいう。

十二 「自然現象」とは、自然現象によるものである。

十三 「第一種廃棄物埋設施設を設置する事業所」とは、第一種廃棄物埋設施設を設置する事業所又はその周辺における第一種廃棄物埋設施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）。

ハ 第一種廃棄物埋設施設内における火災その他の第一種廃棄物埋設施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象。

（第一種廃棄物埋設の事業の許可の申請）

第三条 法第五十五条の二第三項の申請書（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。

（1） 気体廃棄物の廃棄施設構造	（i） 核燃料物質等の性状及び量については、第一種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量を記載すること。
（2） 液体廃棄物の廃棄施設構造	（ii） 廃液槽の最大保管廃棄能力
（3） 排気口の位置	（iii） 廃棄物の処理能力
（4） 敷地の面積及び形状	（iv） 構造
（5） 廃棄物の運搬方法	（v） 構造

（1） 構造	（i） 廃棄物の處理能力
（2） 構造	（ii） 保管廃棄施設の最大保管廃棄能力
（3） 構造	（iii） 排水管の位置
（4） 構造	（iv） 固体廃棄物の廃棄施設
（5） 構造	（v） 非常用電源設備の構造

（1） 構造	（i） 廃棄物の處理能力
（2） 構造	（ii） 保管廃棄施設の最大保管廃棄能力
（3） 構造	（iii） 排水管の位置
（4） 構造	（iv） 固体廃棄物の廃棄施設
（5） 構造	（v） 非常用電源設備の構造

（1） 構造	（i） 廃棄物の處理能力
（2） 構造	（ii） 保管廃棄施設の最大保管廃棄能力
（3） 構造	（iii） 排水管の位置
（4） 構造	（iv） 固体廃棄物の廃棄施設
（5） 構造	（v） 非常用電源設備の構造

（1） 構造	（i） 廃棄物の處理能力
（2） 構造	（ii） 保管廃棄施設の最大保管廃棄能力
（3） 構造	（iii） 排水管の位置
（4） 構造	（iv） 固体廃棄物の廃棄施設
（5） 構造	（v） 非常用電源設備の構造

（1） 構造	（i） 廃棄物の處理能力
（2） 構造	（ii） 保管廃棄施設の最大保管廃棄能力
（3） 構造	（iii） 排水管の位置
（4） 構造	（iv） 固体廃棄物の廃棄施設
（5） 構造	（v） 非常用電源設備の構造

（1） 構造	（i） 廃棄物の處理能力
（2） 構造	（ii） 保管廃棄施設の最大保管廃棄能力
（3） 構造	（iii） 排水管の位置
（4） 構造	（iv） 固体廃棄物の廃棄施設
（5） 構造	（v） 非常用電源設備の構造

（1） 構造	（i） 廃棄物の處理能力
（2） 構造	（ii） 保管廃棄施設の最大保管廃棄能力
（3） 構造	（iii） 排水管の位置
（4） 構造	（iv） 固体廃棄物の廃棄施設
（5） 構造	（v） 非常用電源設備の構造

（1） 構造	（i） 廃棄物の處理能力
（2） 構造	（ii） 保管廃棄施設の最大保管廃棄能力
（3） 構造	（iii） 排水管の位置
（4） 構造	（iv） 固体廃棄物の廃棄施設
（5） 構造	（v） 非常用電源設備の構造

（1） 構造	（i） 廃棄物の處理能力
（2） 構造	（ii） 保管廃棄施設の最大保管廃棄能力
（3） 構造	（iii） 排水管の位置
（4） 構造	（iv） 固体廃棄物の廃棄施設
（5） 構造	（v） 非常用電源設備の構造

（1） 構造	（i） 廃棄物の處理能力
（2） 構造	（ii） 保管廃棄施設の最大保管廃棄能力
（3） 構造	（iii） 排水管の位置
（4） 構造	（iv） 固体廃棄物の廃棄施設
（5） 構造	（v） 非常用電源設備の構造

口 第一種廃棄物埋設の事業の開始の日を含む事業年度以後の毎事業年度の放射性廃棄物の受入計画及び予定埋設数量	二 その他の第一種廃棄物埋設の事業に関する事項
ハ 資金計画及び事業の収支見積り	二 次の事項を記載した第一種廃棄物埋設に関する技術的能力に関する説明書
二 その他第一種廃棄物埋設の事業に関する特許権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による第一種廃棄物埋設の方法又はこれらに準ずるもの概要	イ 特許権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による第一種廃棄物埋設の方法又はこれらに準ずるもの概要
四 その他第一種廃棄物埋設の事業に関する事項	ロ 主たる技術者の履歴
三 第一種廃棄物埋設設備を設置しようとする場所における気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書	ハ その他第一種廃棄物埋設に関する技術的能力に関する事項
四 第一種廃棄物埋設設備を設置しようとする場所の中心から五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図	ロ その他第一種廃棄物埋設に関する技術的能力に関する事項
五 第一種廃棄物埋設設備の安全設計に関する説明書（主要な設備の配置図を含む。）	ハ その他第一種廃棄物埋設に関する技術的能力に関する事項
六 核燃料物質等による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書	ロ その他第一種廃棄物埋設に関する技術的能力に関する事項
七 第一種廃棄物埋設設備に係る設備の操作上での過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書	ハ その他第一種廃棄物埋設に関する技術的能力に関する事項
八 廃棄物埋設施設の保安のための業務に関する説明書並びに最近の財産目録、品質管理に必要な体制の整備に関する説明書	ロ その他第一種廃棄物埋設に関する技術的能力に関する事項
九 現に事業を行つてゐる場合にあつては、その事業の概要に関する説明書	ハ その他第一種廃棄物埋設に関する技術的能力に関する事項
十 法人にあつては、定款、役員の氏名及び歴史登記事項証明書並びに最新の財産目録、貸借対照表及び損益計算書	ロ その他第一種廃棄物埋設に関する技術的能力に関する事項
一一 法第五十二条の二第二項の許可を受けようとする者は、法人にあつては、その業務を行う役員に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書	ハ その他第一種廃棄物埋設に関する技術的能力に関する事項
一二 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。	ハ その他第一種廃棄物埋設に関する技術的能力に関する事項
三四 法第五十二条の二第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十一号	ハ その他第一種廃棄物埋設に関する技術的能力に関する事項

二 令第三十三条第五号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。	二 令第三十三条第五号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。
三 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。	三 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
一 添付した第一次の事項を記載した事業計画書	一 添付した第一次の事項を記載した事業計画書
二 令第三十三条第五号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。	二 令第三十三条第五号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。
三 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。	三 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

二 令第三十三条第五号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。	二 令第三十三条第五号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。
三 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。	三 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
一 添付した第一次の事項を記載した事業計画書	一 添付した第一次の事項を記載した事業計画書
二 令第三十三条第五号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。	二 令第三十三条第五号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。
三 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。	三 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

二 令第三十三条第五号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。	二 令第三十三条第五号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。
三 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。	三 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
一 添付した第一次の事項を記載した事業計画書	一 添付した第一次の事項を記載した事業計画書
二 令第三十三条第五号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。	二 令第三十三条第五号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。
三 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。	三 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(放射性廃棄物等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認の申請)

第十一條 法第五十一条の六第二項の規定により、埋設しようとする放射性廃棄物及びこれに関する保安のための措置(以下「放射性廃棄物等」という。)に係る第一種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 確認を受ける事業所の名称及び所在地

三 確認を受けようとする期日及び場所(システム)

四 放射性廃棄物等に係る品質マネジメントシステム

五 前項の申請書には、次条で定める技術上の基準に適合することを確認した方法及びその結果に関する説明書を添付しなければならない。

六 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(放射性廃棄物等の技術上の基準)

第十二条 法第五十一条の六第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、

一 埋設しようとする放射性廃棄物が廃棄体であること。

二 当該廃棄体が次に定めるとおりであること。

イ 放射線障害防止のため、放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化してあること。

ロ 放射能濃度が法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところによる最大放射能濃度を超えないこと。

ハ 廃棄体の健全性を損なうおそれのある物質を含まないこと。

ニ 埋設された場合において受けるおそれのある荷重に耐える強度を有すること。

ホ 廃棄体の表面に消えやすい方法により、廃棄体の表面の目につきやすい箇所に、当該廃棄体に関する前条の申請書に記載された事項と照合できるような整理番号を表示したものであること。

(第一種廃棄物埋設確認証)

第十三条 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第五条第一項又は第十一条第一項の規定

定による申請に係る第一種廃棄物埋設施設等又は放射性廃棄物等が第七条又は前条の技術上の基準に適合していることについて確認(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)をしたときは、第一種廃棄物埋設確認証を交付する。

(特定第一種廃棄物埋設施設)

第十四条 令第三十四条第二項の原子力規制委員会規則で定める廃棄物埋設地の附属施設は、次

の各号に掲げるとおりとする。

一 廃棄施設

二 非常用電源設備

三 設計及び工事の計画の認可を要しない工事等

四 第十四条の二 法第五十一条の七第一項の原子力規制委員会規則で定める工事(特定第一種廃棄物埋設に係るものに限る。)

五 第十四条の二 法第五十一条の七第五項の規定によるものであることを説明した書類及びに当該申請に係る設計及び工事の計画が法第五十一条の九の技術上の基準(以下「技術基準」という。)に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

六 第十四条の二 法第五十一条の七第一項の規定によるものであることを説明した書類及びに当該申請に係る設計及び工事の計画が法第五十一条の九の技術上の基準(以下「技術基準」という。)に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

口 廃棄物取扱施設  
ハ 計測制御系統施設

二 放射線管理施設

三 前条に規定する廃棄物埋設地の附属施設

四 工事工程表

五 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

六 特定第一種廃棄物埋設施設の変更の場合における変更の理由

2 前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の計画が法第五十一条の二第一項若しくは第五十一条の五第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類及びに当該申請に係る設計及び工事の計画が法第五十一条の九の技術上の基準(以下「技術基準」という。)に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

口 廃棄物取扱施設  
ハ 計測制御系統施設

二 放射線管理施設

三 特定第一種廃棄物埋設施設の変更の場合における変更の理由

四 工事工程表

五 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

六 特定第一種廃棄物埋設施設の変更の場合における変更の理由

2 前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の計画が法第五十一条の二第一項若しくは第五十一条の五第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類及びに当該申請に係る設計及び工事の計画が法第五十一条の九の技術上の基準(以下「技術基準」という。)に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

口 廃棄物取扱施設  
ハ 計測制御系統施設

二 放射線管理施設

三 特定第一種廃棄物埋設施設の変更の場合における変更の理由

四 工事工程表

五 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

六 特定第一種廃棄物埋設施設の変更の場合における変更の理由

2 前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の計画が法第五十一条の二第一項若しくは第五十一条の五第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類及びに当該申請に係る設計及び工事の計画が法第五十一条の九の技術上の基準(以下「技術基準」という。)に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

口 廃棄物取扱施設  
ハ 計測制御系統施設

二 放射線管理施設

三 特定第一種廃棄物埋設施設の変更の場合における変更の理由

四 工事工程表

五 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

六 特定第一種廃棄物埋設施設の変更の場合における変更の理由

2 前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の計画が法第五十一条の二第一項若しくは第五十一条の五第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類及びに当該申請に係る設計及び工事の計画が法第五十一条の九の技術上の基準(以下「技術基準」という。)に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

口 廃棄物取扱施設  
ハ 計測制御系統施設

二 放射線管理施設

三 特定第一種廃棄物埋設施設の変更の場合における変更の理由

四 工事工程表

五 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

六 特定第一種廃棄物埋設施設の変更の場合における変更の理由

2 前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の計画が法第五十一条の二第一項若しくは第五十一条の五第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類及びに当該申請に係る設計及び工事の計画が法第五十一条の九の技術上の基準(以下「技術基準」という。)に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

口 廃棄物取扱施設  
ハ 計測制御系統施設

二 放射線管理施設

三 特定第一種廃棄物埋設施設の変更の場合における変更の理由

四 工事工程表

五 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

六 特定第一種廃棄物埋設施設の変更の場合における変更の理由

2 前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の計画が法第五十一条の二第一項若しくは第五十一条の五第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類及びに当該申請に係る設計及び工事の計画が法第五十一条の九の技術上の基準(以下「技術基準」という。)に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

五 檜査を行つた者の氏名	六 檜査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
七 檜査の実施に係る組織	八 檜査の実施に係る工程管理
九 檜査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項	十 檜査記録の管理に関する事項
十一 檜査に係る教育訓練に関する事項	十二 使用前事業者検査を行つた旨の表示
十三 前事業者検査の結果の記録は、当該使用前事業者検査に係る特定第一種廃棄物埋設施設の存続する期間保存するものとする。	十四 檜査に係る使用前事業者検査を行つた旨の表示（溶接に係る使用前事業者検査を行つた旨の表示）
十五 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第十号）第十三条と同様に規定する容器等（以下この条において単に「容器等」という。）であつて、同項第二号に規定する主要な溶接部を有するものを設置する第一種廃棄物埋設事業者は、当該容器等に係る使用前事業者検査を終了したときは、当該容器等に記号その他表示をするものとする。（使用前確認の申請）	十六 第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

十七 条の四 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第十号）第十三条と同様に規定する容器等（以下この条において単に「容器等」という。）であつて、同項第二号に規定する主要な溶接部を有するものを設置する第一種廃棄物埋設事業者は、当該容器等に係る使用前事業者検査を終了したときは、当該容器等に記号その他表示をするものとする。（使用前確認の申請）	十八 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。（使用前確認を要しない場合）
十九 条 法第五十一条の八第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合（特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。）は、次のとおりとする。	二十 特定第一種廃棄物埋設施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。
二十一 特定第一種廃棄物埋設施設を試験のために使用する場合	二十二 特定第一種廃棄物埋設施設の一部が完成しなければならない特別の理由がある場合（前二号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。
二十三 特定第一種廃棄物埋設施設の設置又は変更の工事に係る事業所の名称及び所在地	二十四 特定第一種廃棄物埋設施設の設置又は変更の工事に係る特定第一種廃棄物埋設施設の概要
二十五 使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所	二十六 条定事業者検査の実施時期

二十七 申請に係る特定第一種廃棄物埋設施設の使用の開始の予定期	二十八 特定第一種廃棄物埋設施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会の支障がないと認めても使用前確認を受けない場合
二十九 申請に係る特定第一種廃棄物埋設施設の設置又は変更の工事に係る特定第一種廃棄物埋設施設の概要	三十 法第五十二条の七第一項又は第二項の認可
三十一 年月日及び認可番号	三十二 使用前確認を受けようとする使用前事業者
三十三 特定第一種廃棄物埋設施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用するとき又は特定第一種廃棄物埋設施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるとき又は特定の使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用する	三十四 法第五十二条の七第一項又は第二項の認可
三十五 申請に係る特定第一種廃棄物埋設施設の使	三十六 特定第一種廃棄物埋設施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

三十七 第二十一条から第二十三まで 削除	三十八 特定第一種廃棄物埋設施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。
三十九 第二十四条 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第十八条の規定による申請に係る特	四十 特定第一種廃棄物埋設施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。
四十 一次条第一項各号及び第二項に規定する方法	四十一 特定第一種廃棄物埋設施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。
四十二 特定第一種廃棄物埋設施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。	四十三 特定第一種廃棄物埋設施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。
四十四 特定期事業者検査の都度、技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずる必要のあるもの	四十五 特定期事業者検査の都度、技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずる必要あるもの
四十五 第二十九条から第三十二まで 削除	四十六 第二十九条から第三十二まで 削除

(定期事業者検査の実施)  
第二十七条 定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷・変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するため十分な方法

二 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するため十分な方法

三 前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該特定第一種廃棄物埋設施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。

四 前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。

一 特定第一種廃棄物埋設施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向

二 特定第一種廃棄物埋設施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果

三 特定第一種廃棄物埋設施設に類似する機械又は器具の使用実績(当該特定第一種廃棄物埋設施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。)

四 第二項の一定の期間は、十二月以上としなければならない。

五 第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三ヶ月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合についてはこの限りでない。

六 定期事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他の必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(定期事業者検査の記録)  
第二十八条 定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 検査年月日
- 二 検査の対象
- 三 検査の方法
- 四 検査の結果
- 五 検査を行った者の氏名
- 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- 七 検査の実施に係る組織

八 檢査の実施に係る工程管理

九 檢査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

十 檢査記録の管理に関する事項

十一 檢査に係る教育訓練に関する事項

十二 定期事業者検査の結果の記録は、その特定第一種廃棄物埋設施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

(閉鎖措置中又は廃止措置中において定期事業者検査をする場合)

十三 定期事業者検査の十第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合(特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。)は、特

定第一種廃棄物埋設施設に第七十三条第一項第五号の閉鎖措置期間性能維持施設又は第七十八条の二第九号の廃止措置期間性能維持施設が存

在する場合とする。

(定期事業者検査の報告)

第十三条 法第五十一条の十第三項の原子力規制委員会規則で定めるとき(特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。)は、定期事業者検査(第二十六条第三項の規定を適用して行うものを除く。)を開始しようとするときとする。

十四 法第五十一条の十第三項の報告を行おうとする者は、定期事業者検査が終了したときにつつては、定期事業者検査が終了したときにつつては、定期事業者検査(第二十六条第三項の規定を適用して行うものを除く。)を開始しようとするときとする。

十五 第二項第二項に規定する判定する方法に関する事項(一定の期間を含む。)

十六 前回の定期事業者検査において提出した第一号又は第三号に掲げる事項について評価を行ひ、当該事項を変更した場合にあっては、三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合にあつては、その変更の内容を説明する書類

十七 前回の定期事業者検査において提出した第一号に掲げる事項を説明する書類の内容(二号又は第三号に掲げる事項について評価を行ひ、当該事項を変更した場合にあっては、その評価の結果を記載した書類)

十八 第二項第一号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。

十九 第二項第四号に掲げる事項のうち一定の期間を変更した場合にあつては、第二十七条第三項各号に掲げる事項について記載した書類

二十 第二項の報告書及び前二項の書類の提出部数は、正本一通とする。

(定期事業者検査の記録)

二十一 第三十条の二から第四十条まで削除

(合併及び分割の認可の申請)

二十二 第四十一条 法第五十一条の五第二項、第五十二条 法第五十一条の五第二項、第五十一

二十三 第二項に規定するときにおける前項の報告書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

二十四 定期事業者検査の計画

二十五 特定第一種廃棄物埋設施設及び第五十五条の施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める同条第三号の施設管理目標

二十六 第五十五条第四号の施設管理実施計画に係る次に掲げる事項

イ 施設管理実施計画の始期(定期事業者検査を開始する日)をいう。第五十五条第四号ににおいて同じ。及び期間

ロ 特定第一種廃棄物埋設施設の工事の方法及び時期

ハ 特定第一種廃棄物埋設施設の点検、検査等(以下この号及び第五十五条第四号において「点検等」という。)の方法、実施頻度及び時期

ニ 特定第一種廃棄物埋設施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

ト 第二十七条第二項に規定する判定する方法に関する事項(一定の期間を含む。)

ハ 特定第一種廃棄物埋設施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安のための業務に係る場所に於ける定期事業者検査の結果の記録は、その特定第一種廃棄物埋設施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

ニ 特定第一種廃棄物埋設施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

ハ 特定第一種廃棄物埋設施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

ニ 特定第一種廃棄物埋設施設及び第五十五条の施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める同条第三号の施設管理目標

二十四 第五十一条の十一の規定による届出に係る書類(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本一通とする。

二十五 第五十一条の十一の規定による届出に係る書類(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本一通とする。

(許可の取

(許可の取消し)  
**第四十三条** 法第五十一条の十四第一項の原子力規制委員会規則で定める期間（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、法第五十一条の二第一項の許可を受けた日から十年とする。



□ 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る記録	
(1) 放射性物質の放射能濃度の測定条件	
(2) 放射能濃度の測定	結果
(3) 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行った結果	
(4) 測定用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果	度
(5) 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る教育・訓練の実施日時及び項目	度
2 前項に規定する記録事項について直接測定することが困難な場合においては、該事項を間接的に推定することができる記録をもつてその事項の記録に代えることができる。	
3 第一項の表第三号イの線量当量率、同号ハ及び二の線量当量並びに同号ホ及びヘの線量は、それぞれ原子力規制委員会の定めるところにより記録するものとする。	
4 第一項の表第三号ホ及びトの線量を記録する場合には、放射線による被ばくのうち放射性物質によつて汚染された空気を呼吸することによる被ばくに係る記録については、その被ばくの状況及び測定の方法を併せて記載しなければならない。	
5 第一項の表第三号ホからチまでの記録の保存期間は、その記録が放射線業務従事者でなくなつた場合又はその記録を保存している期間が五年を超えた場合において第一種廃棄物埋設事業者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間とする。	
四十五条 法第五十二条の十五に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法(電子的方法)、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。(以下同じ。)により記録することにより作成し、保存することができる。	
2 前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして、前条第一項の表の下欄に掲げる期間保存しておかなければならぬ。	
(品質マネジメントシステム)	
第四十六条 法第五十二条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、法第五十二条の二第一項又は第五十二条の五第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動(第五十三条から第六十二条までに規定する措置を含む。)の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。	
四十七條から第五十二条まで 削除	
(管理区域への立入制限等)	
第五十三条 法第五十二条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、管理区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域において次の各号に掲げる措置を探らなければならない。	
1. 管理区域については、次の措置を講ずること。 イ、壁、柵等の区画物によつて区画するほか、標識を設けることによって明らかに他	
2. 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。 イ、人の居住を禁止すること。 ロ、境界に柵又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。	
3. (線量等に関する措置)	
第五十四条 法第五十二条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、放射線業務従事者の線量等に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。	
1. 放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにすること。	
2. 放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。	
3. 前項の規定にかかるらず、第一種廃棄物埋設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他の緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者(女子については妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を第一種廃棄物埋設事業者に書面で申し出た者に限る。)をその線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。	
三 第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従つて達成すべき施設管理の目標(第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標があつては、第一種廃棄物埋設設施及び施設管理の重要度が高いために量的・質的に定めた目標を含む。以下この条において「施設管理目標」とい	

四 施設管理目標を達成するため、次の事項を

定めた施設管理の実施に関する計画（以下この条において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従つて施設管理を実施すること。

ロ 第一種廃棄物埋設施設の設計及び工事に

関すること。

ハ 第一種廃棄物埋設施設の巡回（第一種廃棄物埋設施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。

二 第一種廃棄物埋設施設の点検等の方法実施頻度及び時期（第一種廃棄物埋設施設の操作中及び操作停止中の区別を含む（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けたものを除く。））に関すること。

ホ 第一種廃棄物埋設施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価等に関すること。

ト トへの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処置を含む。）に関すること。

チ 第一種廃棄物埋設施設の施設管理に関する記録に関すること。

六 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること。

五 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間

イ 施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間

ロ 施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間

イ 施設管理方針及び施設管理目標にあつては、第一種廃棄物埋設施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該第一種廃棄物埋設施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

（廃棄物埋設地の保全）

第五十六条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、埋設の終了

した廃棄物埋設地の保全に関する、次の各号に掲げる措置を探らなければならない。ただし、法の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

第五十一条の二十四の二第一項の認可を受けた場合は、この限りでない。

一 埋設保全区域を定め、当該埋設保全区域に

ついては、標識を設ける等の方法によって明らかに他の場所と区別すること。

二 廃棄物埋設地の現状を保全するための措置を講ずること。

第五十七条 削除  
(第一種廃棄物埋設施設の定期的な評価等)

第五十八条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、法第五十一

条の二第一項の許可を受けた日から二十年を超える期間ごとに、廃棄物埋設地について、次

の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 最新の技術的見えを踏まえて、核燃料物質等による放射線の被はく管理に関する評価を行うこと。

二 前号の評価の結果を踏まえて、第一種廃棄物埋設施設の保全のために必要な措置を講ずること。

三 第一種廃棄物埋設事業者は、前項に規定する閉鎖措置計画又は法第五十一条の二十五第二項に規定する廃止措置計画を定めようとするときは、廃棄物埋設地について、前項各号に掲げる措置を講じなければならない。

四 前号の評価の結果を踏まえて、第一種廃棄物埋設施設に係る設備の操作を行ふために必要な要員に対する教育及び訓練を定期に実施すること。

五 設計想定事象の発生時における第一種廃棄物埋設施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に実施すること。

六 設計想定事象に係る第一種廃棄物埋設施設の保全に関する措置

ハ 消防吏員への通報に関すること。

ロ 第一種廃棄物埋設事業者は、第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

一 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

二 放射能濃度が原子力規制委員会の定める限度を超えないものに限る。)であつて放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他原子力規制委員会の定める放射線障害防止のための措置を講じたものと運搬する場合

ハ 核燃料物質によって汚染された物であつて大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを原子力規制委員会の承認を受けた放射線障害防止のための措置を講じて運搬する場合

ロ 当該容器に外接する直方体の各辺が十七センチメートル以上となるものであること。

二 廃棄物埋設地の附属施設に係る設備の通常の操作（廃棄物埋設地の附属施設において計画的に行われる操作をいう。）を行うために必要な次的事項を定め、これを操作員その他従業者に守らせること。

三 廃棄物埋設地の附属施設に係る設備の通常の操作（廃棄物埋設地の附属施設において計画的に行われる操作をいう。）を行うために必要な次的事項を定め、これを操作員その他従業者に守らせること。

四 操作の開始に先立つて確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作の停止後に確認すべき事項

ハ 操作員その他の従業者が廃棄物埋設地の附属施設に係る設備の状態に応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項並びにその確認の方法及び実施頻度又は時期に関する事項

五 操作員その他の従業者が講ずべき措置（次号の处置を除く。）に関する事項

六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。

七 第一種廃棄物埋設施設の操作を相当期間停止する場合その他第一種廃棄物埋設施設がその施設管理を行ふ観点から特別な状態にある場合においては、当該第一種廃棄物埋設施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

（事業所において行われる運搬）

第六十条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所において行われる核

燃料物質等の運搬に関する、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

一 廃棄物埋設する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

二 放射能濃度が原子力規制委員会の定める限度を超えないようにして、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第五十三条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにする

こと。

四 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中に

おいて移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

- 五 核燃料物質等は、同一の運搬機器に原子力規制委員会の定める危険物と混載しないこと。
- 六 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。
- 七 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のため他の車両を伴走させること。
- 八 核燃料物質等の取扱いに關し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。
- 九 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自身の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器）であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。）に収納された運搬物にあっては、当該コンテナ（及びこれを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。
- 第二号及び第三号に掲げる措置の全部又は一部前項の場合において、特別の理由により同項第二号及び第三号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、原子力規制委員会の承認を受けた措置を講ずることをもつて、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えるときは、この限りでない。
- 第九号までの規定は、管理区域内において行う運搬については適用しない。
- 四 第一種廃棄物埋設事業者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を第一種廃棄物埋設設置を設置した事業所において運搬することができる。（事業所において行われる廃棄）
- 第六十一条 法第五十五条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、第一種廃棄物の規定に

- 物理施設設を設置した事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に關し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれら措置の実施状況を確認しなければならない。
- 一 放射性廃棄物の廃棄は、廃棄及び廃棄に係る放射線防護について必要な知識を有する者の監督の下に行わせるとともに、廃棄に当たっては、廃棄に従事する者に作業衣等を着用させること。
- 二 放射性廃棄物の廃棄に従事する者以外の者が放射性廃棄物の廃棄作業中に廃棄施設に立ち入る場合には、その廃棄に従事する者の指示に従わせること。
- 三 気体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。
- イ 排気施設によつて排出すること。
- ロ 放射線障害防止の効果を持つた廃棄槽に保管廃棄すること。
- 四 前号イの方法により廃棄する場合は、排気施設において、ろ過、放射能の時間による減衰、多量の空気による希釈等の方法により排気中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排気口において又は排気監視設備において排気中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようすること。
- 五 液体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。
- イ 排水施設によつて排出すること。
- ロ 放射線障害防止の効果を持つた廃液槽に保管廃棄すること。
- ハ 容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

- 六 放射線障害防止の効果を持つた焼却設備等による吸着、放射能の時間による減衰、多量の水による希釈その他の方法によつて排水中の放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排水の濃度が第六号の濃度限度を超えないようすること。
- 七 放射性廃棄物の廃棄は、廃棄及び廃棄に係る放射線防護について必要な知識を有する者の監督の下に行わせるとともに、廃棄に当たっては、廃棄に従事する者に作業衣等を着用させること。
- 八 放射性廃棄物の廃棄は、廃棄及び廃棄に係る放射線防護について必要な知識を有する者の監督の下に行わせるとともに、廃棄に当たっては、廃棄に従事する者に作業衣等を着用させること。
- 九 第五号ハの方法により廃棄する場合においては、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- イ 水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造であること。
- ロ 亀裂又は破損が生じるおそれがないものであること。
- ハ 容器の蓋が容易に外れないものであること。
- 一 放射線障害防止の効果を持つた廃棄槽に保管廃棄すること。
- 二 第七条及び第十二条に定める技術上の基準に従つて廃棄物埋設地に埋設すること。
- ハ 射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。
- 四 第十号の規定は、前号ロの方法による廃棄に当たつては、難な大型機械等の放射性廃棄物又は放射能の時間による減衰を必要とする放射性廃棄物については、放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。
- 五 第七号、第八号及び第九号（同号イを除く。）の規定は、前号ロの方法による廃棄に当たつては、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- 六 第七条及び第十二条に定める技術上の基準に従つて廃棄物埋設地に埋設すること。
- ハ 射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。
- 七 第九号ハの規定は、第十一号ハの方法による廃棄について準用する。
- 八 第五号ハの方法により廃棄する場合においては、放棄性廃棄物を容器に固型化するときは、固体化した放棄性廃棄物と一体化した容器が放棄性廃棄物の飛散又は漏れを防止できること。
- 九 第五号ハの方法により廃棄する場合においては、放棄性廃棄物を容器に固型化するときは、固体化した放棄性廃棄物と一体化した容器が放棄性廃棄物の飛散又は漏れを防止できること。
- イ 第五号ハの方法により廃棄する場合においては、放棄性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器に亀裂若しくは破損が生じた場合に封入された放棄性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は収容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを防止すること。
- ロ 放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、及び当該放射性廃棄物に関する第四十四条の規定に基づき記録された内容と照合できるよう整理番号を表示すること。
- ハ 当該廃棄施設には、その目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示すること。
- 一 照射されていない次に掲げる物質

- イ プルトニウム（プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。以下この表において同じ。）及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が二キログラム以上のもの（第十五号への方法により廃棄する場合は、地下水監視設備において周辺監視区域の地下水中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第六号の濃度限度を超えないようすること）。
- ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が五キログラム以上のもの
- 第六十二条 法第五十五条の十六第四項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を探らなければならぬ。
- （防護措置）
- 一 照射されていない次に掲げる物質
- イ プルトニウム（プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。以下この表において同じ。）及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が二キログラム以上のもの（第十五号への方法により廃棄する場合は、地下水監視設備において周辺監視区域の地下水中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第六号の濃度限度を超えないようすること）。
- ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が五キログラム以上のもの

ハ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が二キログラム以上のもの（第十号及び第十三号に掲げるものを除く。）

二 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において、当該物質から放出された放射線が空気に入射された場合の吸収線量率（以下単に「吸収線量率」という。）が一グレイ毎時以下のもの（第十三号に掲げるもののを除く。）

三 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において、吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十号及び第十三号に掲げるもののを除く。）

### 第三項に定める措置

四 照射されていない次に掲げる物質イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が五百グラムを超えて二キログラム未満のもの（第十号に掲げるものを除く。）

二号に掲げるものを除く。）

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上に掲げるもの（第十号に掲げるものを除く。）

ハ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二ラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が一キログラムを超えて五キログラム未満のもの

ハ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率を超えて百分の十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上の物質並びにこれら物質の量が十キログラム以上のもの

ニ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が五百グラムを超えて二キログラム未満のもの

五 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において、当該物質から放出された放射線が空気に入射された場合の吸収線量率（以下単に「吸収線量率」という。）が一グレイ毎時以下のもの（第十三号に掲げるものを除く。）

六 令第三条第三号に規定する特定核燃料物質（第十一号及び第十四号に掲げるものを除く。）

### 第四項に定める措置

七 照射された第四号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十号及び第十三号に掲げるものを除く。）

八 照射されていない次に掲げる物質イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が十五グラムを超えて五百グラム以下のもの（第十二号に掲げるものを除く。）

ハ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上に掲げるもの（第十号に掲げるものを除く。）

ラウラン二三五の量が十五グラムを超えて一キログラム以下のもの

ハ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれら物質の量が二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が一キログラムを超えて十キログラム未満のもの

二 前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 特定核燃料物質の防護のための区域（以下「防護区域」という。）を定め、当該防護区域を鉄筋コンクリート造りの障壁等の堅固な構造の障壁によつて区画し、及び適切かつ十分な監視を行うことができる装置を当該防護区域内に設置すること。
- 2 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域（以下「立入制限区域」という。）を定め、当該立入制限区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人間に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

四 見張人に、防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域への人の侵入を監視するための装置の有無並びに防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域を巡回させること。

五 業務上防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に常時立ち入ろうとする者については、当該防護区域、当該周辺防護区域又は該立入制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に当該立入りを認めたことを証明する書面等（以下この項において「証明書等」という。）を発行し、当該立入りの際に当該証明書等を所持させること。

六 防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に立ち入ろうとする者（才に掲げる証明書等を所持する者（以下「常時立入者」という。）を除く。）については、その身分及び当該防護区域、当該周辺防護区域又は該立入制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に証明書等を発行し、当該立入りの際に当該証明書等を所持させることが必要である。

ハ 口に掲げる証明書等を所持する者が防護区域に立ち入る場合は、当該防護区域内において常時立入者を同行させ、当該常時立入りの際に当該証明書等を所持させることが必要である。

二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護を行なうための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

ハ 口に掲げる証明書等を所持する者が防護区域に立ち入る場合は、当該防護区域内において常時立入者を同行させ、当該常時立入りの際に当該証明書等を所持させることが必要である。

二 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域への業務用の車両以外の車両の立入りを禁止すること。ただし、防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に立ち入ることが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支

障がないと認められるものについては、この限りでない。

七 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ駐車場を設置し、防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内に立ち入る車両は、当該駐車場に駐車させること。ただし、当該駐車場の外に駐車することが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

八 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の出入口においては、次に掲げる措置を講ずること。  
 (1) 施設の出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示することができる装置を設置すること。  
 (2) 施設に立ち入ることが特に必要な者であることを認めた者以外の者の当該施設への立入りを禁止すること。

イ 特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為の用に供される物品（持込みの必要性が認められるものを除く。）の持出しが行われないよう口 第五号イ及びロに掲げる証明書等を所持する者が物品を防護区域に持ち込み又は防護区域から持ち出そうとする場合は、当該区域の出入口において、イの点検のほか、当該防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ、金属を検知することができる装置及び特定核燃料物質を検知することができる装置を用いて点検を行うこと。  
 ハ 見張人に、人の侵入を監視すること。

九 特定核燃料物質の管理については、次に掲げる措置を講ずること。  
 イ 特定核燃料物質は、防護区域内に置くこと。  
 ロ 見張人に、人の侵入を監視するための装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視せること。ただし、鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の

施設（以下この号及び第十二号において単に「施設」という。）であつて次に掲げる措置を講じたものの中に置かれている特定核燃料物質については、この限りでない。

八 防護区域の出入口に施錠するとともに、人の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

九 特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは装置に対する破壊行為の用に供される物品（持込みの必要性が認められるものを除く。）の持出しが行われないよう口 第五号イ及びロに掲げる証明書等を所持する者が物品を防護区域に持ち込み又は防護区域から持ち出そうとする場合は、当該区域の出入口において、イの点検のほか、当該防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ、金属を検知することができる装置及び特定核燃料物質を検知することができる装置を用いて点検を行うこと。  
 ハ 見張人に、人の侵入を監視すること。

十 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その取扱いに係る特定核燃料物質又は設備若しくは装置に異常が認められた場合には、直ちに、その旨をあらかじめ指定した者に報告させること。

十一 人侵入を監視するための装置（以下この号において「監視装置」という。）を設置する場合は、次に掲げること。  
 イ 監視装置は、人の侵入を確実に検知して速やかに表示する機能を有するものであること。  
 ロ 関係機関に運搬の日時及び経路を事前に通知すること。

十二 防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設の出入口に施錠する場合は、次に掲げる措置を講ずること。  
 イ 鍵及び錠について、取替え又は構造の変更を行ふ等複製が困難となるようにすること。  
 ロ 鍵又は錠について不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。  
 ハ 鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を厳重に管理させ、当該者以外の者がその鍵を取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめその鍵を一時的に取り扱うことを見認めた者については、この限りでない。

十三 第一種廃棄物埋設施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないよう、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。

十四 前号の情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（第六十七条第一項において「情報システムセキュリティ計画」という。）を作成すること。

十五 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置には、非常用電源設備及び無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を備え、その機能を常に維持するための措置を講ずること。

十六 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置については、点検及び保守を行い、その機能を維持すること。

十七 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に關し、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視を行うための詰所（以下「見張人の詰所」という。）を防護区域内又は周辺防護区域内の鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に

設置すること。ただし、その周囲に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁を設置し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置した鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置する。

十八 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に連絡のための設備を設置し、見張人の詰所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うこと。  
 ハ 見張りを行っている見張人と見張人の詰所との間ににおける連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うこと。  
 ヒ 見張人の詰所から関係機関への連絡は、定期的に、容易に傍受できない方法による見張人の詰所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うこと。  
 バ 見張人の詰所から関係機関への連絡は、定期的に、容易に傍受できない方法による見張人の詰所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うこと。  
 ピ 見張りを行っている見張人と監視所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うこと。  
 ベ 見張人が常時監視できる装置を備えた監視所（以下「監視所」という。）を設置すること。

十九 地震、火災その他の災害により見張人の詰所が使用できない場合に備えて、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視できる装置を備えた監視所（以下「監視所」という。）を設置すること。

二十 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に連絡のための設備を設置し、監視所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるよう連絡手段により迅速かつ確実に行うこと。

二十一 監視所から関係機関への連絡は、定期的に、容易に傍受できない方法による二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うこと。

二十二 監視所に第五号ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者

物質の防護のために必要な監督を行わせること。  
十九 従業者に対し、その職務の内容に応じて特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練を行うこと。  
二十 特定核燃料物質の防護のために必要な体制を整備すること。  
二十一 特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為若しくは特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為（以下、「妨害破壊行為等」という。）が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（以下、「緊急時対応計画」という。）を作成すること。  
二十二 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られないことがないよう管理すること。この場合において、次に掲げる特定核燃料物質の防護に関する秘密については、秘密の範囲及び業務上知り得る者（以下この項において単に「業務上知り得る者」という。）を指定し、管理する。  
イ ジャンル力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に関する事項  
ロ 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置に関する詳細な事項  
ハ 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関する詳細な事項  
ニ 特定核燃料物質の防護のために必要な体制に関する詳細な事項  
ホ 見張人による巡回及び監視に関する詳細な事項  
リ 特定核燃料物質の事業所内の運搬に関する詳細な事項  
二十三 証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定を受けようとする者（以下この号における詳細な事項）

を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせるること。

二十四 前各号の措置は、原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものとすること。  
二十五 前各号の措置について、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。  
二十六 第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質の防護については、定期的に評価をするが、特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行つた場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについての確認（以下この号において單に「確認」という。）を行うこと。  
(1) 対象者の履歴、外国との関係及びテロリズムその他の犯罪行為を行うおそれがある団体（暴力団を含む。）との関係、事理を弁識する能力並びに特定核燃料物質の防護に関する犯罪及び懲戒の経歴を調査し、確認を行うこと。  
(2) 原子力規制委員会が定めるところにより、申告書その他の書類の提出又は提示を求める方法、対象者との面接、対象者の性格等に関する適性検査その他必要な方法により調査し、確認を行うこと。  
(3) あらかじめ、対象者に対し、確認の実施に際し知り得た情報の漏えい及び目的外利用を防止する措置を講じて、個人情報の利用について対象者の同意を得た上で確認を行うこと。  
四 確認を行つた結果、対象者について、妨害破壊行為等を行うおそれがあり、又は特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らすおそれがあると認められる場合（イ（3）に規定する同意が得られない場合を含む。）は、対象者に対し、証明書等の発行及び業務上知り得る者の指定を行わないこと。  
五 証明書等及び業務上知り得る者の指定の有効期間は、証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定の日から算して五年以内であること。ただし、有効期間内であっても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、改めて確認を行うこと。  
六 証明書等の発行に係るからハまでに掲げる措置は、業務上次に掲げる区域等のいずれかに常時立ち入ろうとする対象者について講ずること。  
七 防護区域

いて「対象者」という。）について、次に掲げる措置を講ずること。  
八 次に掲げるところにより、あらかじめ、対象者について、妨害破壊行為等を行うおそれがあるか否か又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行つた場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについての確認（以下この号において單に「確認」という。）を行うこと。

イ 対象者について、妨害破壊行為等を行つた場合にこれらがあるか否か、特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行つた場合にこれらを漏らすおそれがあるか否かについての確認（以下この号において單に「確認」という。）を行うこと。  
(1) 対象者の履歴、外国との関係及びテロリズムその他の犯罪行為を行うおそれがある団体（暴力団を含む。）との関係、事理を弁識する能力並びに特定核燃料物質の防護に関する犯罪及び懲戒の経歴を調査し、確認を行うこと。  
(2) 原子力規制委員会が定めるところにより、申告書その他の書類の提出又は提示を求める方法、対象者との面接、対象者の性格等に関する適性検査その他必要な方法により調査し、確認を行うこと。  
(3) あらかじめ、対象者に対し、確認の実施に際し知り得た情報の漏えい及び目的外利用を防止する措置を講じて、個人情報の利用について対象者の同意を得た上で確認を行うこと。  
四 確認を行つた結果、対象者について、妨害破壊行為等を行うおそれがあり、又は特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らすおそれがあると認められる場合（イ（3）に規定する同意が得られない場合を含む。）は、対象者に対し、証明書等の発行及び業務上知り得る者の指定を行わないこと。  
五 証明書等及び業務上知り得る者の指定の有効期間は、証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定の日から算して五年以内であること。ただし、有効期間内であっても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、改めて確認を行うこと。  
六 証明書等の発行に係るからハまでに掲げる措置は、業務上次に掲げる区域等のいずれかに常時立ち入ろうとする対象者について講ずること。  
七 防護区域

二十一 前各号の措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。

二十二 第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質の防護については、定期的に評価をするが、特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行つた場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについての確認（以下この号において單に「確認」という。）を行うこと。  
二十三 証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定を受けようとする者（以下この号における詳細な事項）

三 監視所

二十四 前各号の措置は、原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものとすること。  
二十五 前各号の措置について、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。  
二十六 第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質の防護については、定期的に評価をするが、特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行つた場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについての確認（以下この号において單に「確認」という。）を行うこと。  
二十七 第一項の表第七号から第十四号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。  
二十八 第一項の表第七号から第十四号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。  
二十九 第一項の表第五号から第十二号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。  
三十 第一項の表第七号から第十四号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。  
三十一 第一項の表第五号から第十二号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。  
三十二 第一項の表第七号から第十四号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。  
三十三 第一項の表第五号から第十二号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。  
三十四 第一項の表第七号から第十四号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。  
三十五 第一項の表第五号から第十二号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。  
三十六 第一項の表第七号から第十四号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。  
三十七 第一項の表第五号から第十二号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。  
三十八 第一項の表第七号から第十四号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。  
三十九 第一項の表第五号から第十二号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。  
四十 第一項の表第七号から第十四号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。  
四十一 第一項の表第五号から第十二号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。  
四十二 第一項の表第七号から第十四号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。  
四十三 第一項の表第五号から第十二号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。  
四十四 第一項の表第七号から第十四号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。  
四十五 第一項の表第五号から第十二号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。  
四十六 第一項の表第七号から第十四号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。  
四十七 第一項の表第五号から第十二号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。

る。)を除く。)を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

一 防護区域を定めること。

二 防護区域の周辺に、立入制限区域を定め、当該立入制限区域を柵等の障壁によって区画すること。

三 見張人に防護区域及び立入制限区域の出入口を常時監視させること。ただし、出入口に施錠した場合は、当該出入口については、この限りでない。

四 特定核燃料物質が保管廃棄されている施設(以下この号において「保管廃棄施設等」といふ。)については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 保管廃棄施設等に立ち入ることが特に必要な者であることを確認の上当該保管廃棄施設等に立ち入ることを認めた者以外の者の当該保管廃棄施設等への立入りを禁止すること。

ロ 見張人に、保管廃棄施設等への人の侵入を監視するための装置の有無並びに保管廃棄施設等における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該保管廃棄施設等の周辺を巡回させること。

ハ 見張人に、保管廃棄施設等に立ち入ることを認められた者は、その立入りを監視するための装置の有無並びに保管廃棄施設等における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該保管廃棄施設等の周辺を巡回させること。

五 特定核燃料物質の防護に関する関係機関へ連絡は、二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

(保安規定)

第六十三条 法第五十五条の十八第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者(第一種廃棄物埋設事業者に限る。)は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。

二 品質マネジメントシステムに関すること(品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等(次項第一号及び第三号において單に「手順書等」という。)の保安規定上の位置付けに関することを含む。)。

三 第一種廃棄物埋設施設の管理を行う者の職務及び組織に関すること(次号に掲げるものを除く。)。

四 廃棄物取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに廃棄物取扱主任者が保安の監督を行ふること。

う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

五 第一種廃棄物埋設施設の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関する事項であつて次に掲げるもの

イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関すること。

ロ 保安教育の内容に関する事項であつて次に掲げるもの

(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。

(2) 第一種廃棄物埋設施設の構造、性能及び操作に関すること。

(3) 放射線管理に関すること。

(4) 核燃料物質等の取扱いに関すること。

(5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

ハ その他第一種廃棄物埋設施設に係る保安教育に関する事項

ハ その他第一種廃棄物埋設施設の附属施設の操作に関する事項

十四 第一種廃棄物埋設施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第八十九条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関する事項

十五 第一種廃棄物埋設施設の施設管理に関する事項(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関する事項を含む。)

十六 第一種廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関する事項(保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関する事項)。

ロ 保安教育の内容に関する事項であつて次に掲げるもの

(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。

(2) 第一種廃棄物埋設施設の構造及び性能に関する事項

(3) 廃棄物埋設地の附属施設の廃止措置に関する事項

(4) 放射線管理に関する事項

(5) 核燃料物質等の取扱いに関する事項

(6) 非常の場合に講ずべき処置に関する事項

ハ その他第一種廃棄物埋設施設に係る保安教育に関する事項

ハ その他第一種廃棄物埋設施設の附属施設の操作に関する事項

六 閉鎖措置又は廃止措置を行う者に対する保安教育に関する事項であつて次に掲げるもの

イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関する事項

ロ 保安教育の内容に関する事項であつて次に掲げるもの

(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関する事項

(2) 第一種廃棄物埋設施設の施設管理に関する事項

(3) 廃棄物埋設地の附属施設の廃止措置に関する事項

(4) 放射線管理に関する事項

(5) 核燃料物質等の取扱いに関する事項

(6) 非常の場合に講ずべき処置に関する事項

ハ その他第一種廃棄物埋設施設に係る保安教育に関する事項

ハ その他第一種廃棄物埋設施設の附属施設の操作に関する事項

十六 閉鎖措置又は廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第八十九条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるもののが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

十七 第一種廃棄物埋設施設の施設管理に関する（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関する）ことを含む。）。

十八 第一種廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関すること。

十九 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の第一種廃棄物埋設事業者及び他の第二種廃棄物埋設事業者との共有に関すること。

二十 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十一 閉鎖措置又は廃止措置の管理に関すること。

二十二 その他第一種廃棄物埋設施設、閉鎖措置又は廃止措置に係る保安に係る必要な事項前項の場合において第一項本文の規定を準用する。

二十三 第一項（前項において準用する場合を含む。）の申請書の提出部数は、正本一通とする。

#### 第六十四条 削除

（廃棄物埋設地の譲受けの許可の申請）  
第六十五条 令第二百七条の譲受けの許可の申請書（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第三十七条第四号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量については、第一種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量を記載すること。

二 令第三十七条第五号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法については、第三条第一項第二号及び第三号に掲げる区分によつて記載すること。

三 令第三十七条第七号の廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。

前項の申請書には、次の各号に掲げる書類添付しなければならない。

2

十六 閉鎖措置又は廃止措置に係る特定核燃料物質の防護（核燃料物質防護規則の遵守状況を含む。）に関する記録に関すること。

十七 第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の提出部数は、正本一通とする。

（核物質防護規定）

第六十七条 法第五十一条の二十三第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする事業者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 関係法令及び核物質防護規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二 核セキュリティ文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

三 特定核燃料物質の防護に関する業務に従事する者の職務及び組織に関すること。

四 防護区域（第六十二条第一項の表第一号又は第二号の特定核燃料物質を取り扱う事業所においては、防護区域及び周辺防護区域。次号において同じ。）及び立入制限区域の設定並びに巡視及び監視に関すること。

五 防護区域及び立入制限区域に係る出入管理に関すること。

六 特定核燃料物質の管理に関すること。

七 特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の機能を常に維持するための措置に関すること。

八 情報システムセキュリティ計画に関すること。

九 及び装置の整備及び点検に関すること。

十 非常の場合の対応に関すること。

十一 連絡体制の整備に関すること。

十二 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項に係る情報の管理に関すること。

十三 特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練に関すること。

十四 第一種廃棄物埋設施設に係る緊急時対応計画に関すること。

十五 妨害破壊行為等の脅威に対応するため講ずる措置に関すること（第六十二条第二項第十四条（同条第三項及び第四項で準用する場合を含む。）に該当するものに限る。）。

十六 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の定期的な評価及び改善に関すること。

#### 第六十五条 新設

（廃棄物取扱主任者の選任等）  
第六十六条 法第五十一条の二十第一項の規定による廃棄物取扱主任者の選任（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、事業所ごとに行うものとする。

一 法第五十一条の二十一項の原子力規制委員会規則で定める資格（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、法第二十二条の三第三項の核燃料取扱主任者免状又は法第四十一条第一項の原子炉主任技術者免状を有することと

二 法第五十一条の二十第一項の規定による廃棄物取扱主任者の選任（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、事業所ごとに行うものとする。

三 令第三十七条第七号の廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。

前項の申請書には、次の各号に掲げる書類添付しなければならない。

2

（廃棄物取扱主任者の選任等）  
第六十七条 法第五十一条の二十四の二第一項の原子力規制委員会規則で定める措置は、坑道の埋戻し、坑口の閉塞並びに地下に設置した第一種廃棄物埋設施設の解体及び撤去とする。

（坑道の閉鎖の工程）  
第七十二条 法第五十一条の二十四の二第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める坑道の

一 一次の事項を記載した事業計画書

イ 第一種廃棄物埋設の事業の開始の予定

イ 時期

ハ 第一種廃棄物埋設の事業の開始の日を含む事業年度以後の毎事業年度の放射性廃棄物の種類ごとの受入計画及び予定埋設数量

（核物質防護規定）

第六十八条 削除

（核物質防護管理者の選任等）  
第六十九条 法第五十一条の二十四第一項の規定による核物質防護管理者の選任（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、事業所ごとに行うものとする。

一 法第五十一条の二十四第二項において準用する法第十二条の三第二項の規定による届出に係る書類（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の提出部数は、正本及び写し各一通及び写し二通とする。

二 法第五十一条の二十四第二項において準用する法第十二条の三第二項の規定による届出に係る書類（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の提出部数は、正本及び写し各一通及び写し二通とする。

（核物質防護管理者の要件）  
第七十条 法第五十一条の二十四第一項の原子力規制委員会規則で定める要件（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、次の各号に掲げるものとする。

一 第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所において特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理することができる地位にあること。

二 特定核燃料物質の取扱いに関する一般的な知識を有すること。

三 特定核燃料物質の防護に関する業務に管理的地位にある者として一年以上従事した経験を有すること又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認めしたこと。

（閉鎖措置として行うべき事項）  
第七十一条 法第五十一条の二十四の二第一項の原子力規制委員会規則で定める措置は、坑道の埋戻し、坑口の閉塞並びに地下に設置した第一種廃棄物埋設施設の解体及び撤去とする。

十七 第一種廃棄物埋設施設に係る特定核燃料物質の防護（核燃料物質防護規則の遵守状況を含む。）に関する記録に関すること。

十八 その他第一種廃棄物埋設の事業に係る特定核燃料物質の防護に関する必要な事項

十九 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類添付しなければならない。

九 閉鎖措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	八 閉鎖措置の実施体制	三 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
十 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面	(閉鎖措置計画の認可の申請)	（閉鎖措置計画の変更の認可の申請）
十一 二 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 事業所の名称及び所在地	二 二 事業所の名称及び所在地 三 三 事業所の名称及び所在地	二 二 事業所の名称及び所在地 三 三 事業所の名称及び所在地
十二 三 閉鎖措置の対象とする坑道	四 四 閉鎖措置の方法	三 三 変更に係る第一項第三号から第八号までに掲げる事項
十三 四 閉鎖措置期間中に性能を維持すべき特定第一種廃棄物埋設施設(以下この条において「閉鎖措置期間性能維持施設」という)の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間	五 五 閉鎖措置期間中に性能を維持すべき特定第一種廃棄物埋設施設(以下この条において「閉鎖措置期間性能維持施設」という)の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間	四 四 変更の理由
十四 六 閉鎖措置に係る品質マネジメントシステム前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。	七 七 閉鎖措置の工程	二 2 前項の申請書には、前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。
十五 一 閉鎖措置期間性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間	八 八 閉鎖措置に係る工事作業区域図	三 3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
十六 二 閉鎖措置の対象とする坑道の図面及び閉鎖措置に係る工事作業区域図	九 九 閉鎖措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	（閉鎖措置計画に係る軽微な変更）
十七 三 第五十八条の規定による第一種廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に関する説明書	一 一 閉鎖措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生する事故の種類、程度、影響等	二 2 法第五十二条の六第三項に規定する原子力規制委員会規則による認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
十八 四 閉鎖措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書	二 二 事業所の名称及び所在地	（閉鎖措置の確認の申請）
十九 五 閉鎖措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	三 三 事業所の名称及び所在地	二 2 法第五十二条の二第一項の規定により、坑道の閉鎖の工程ごとに原子力規制委員会が行う確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
二十 六 閉鎖措置期間性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書	四 四 閉鎖措置の実施状況	（閉鎖措置の実施方針）
二十一 七 閉鎖措置に要する資金の額及びその調達計画に関する説明書	五 五 確認の対象とする坑道の閉鎖の工程	二 2 法第五十二条の二第一項の規定により、坑道の閉鎖の工程ごとに原子力規制委員会が指定する放電線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。
二十二 八 閉鎖措置の実施体制に関する説明書	六 六 閉鎖措置の実施後における地形、地質及び地下水の状況に関する説明書	（廃止措置計画の認可の申請）
二十三 九 閉鎖措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	七 七 閉鎖措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	（廃止措置計画の変更の認可の申請）
二十四 十 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面	二十五 五 閉鎖措置の対象とする坑道の閉鎖の工程	（廃止措置計画の認可の申請）
二十五 二 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 事業所の名称及び所在地	二 二 事業所の名称及び所在地	（廃止措置計画の認可の申請）
二十六 三 閉鎖措置の対象とする坑道	三 三 事業所の名称及び所在地	（廃止措置計画の認可の申請）
二十七 四 閉鎖措置の実施状況	四 四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法	（廃止措置計画の認可の申請）
二十八 五 確認の対象とする坑道の閉鎖の工程	五 五 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去（核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む。）	（廃止措置計画の認可の申請）
二十九 六 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去量の見込み及びその廃棄	六 六 廃止措置期間性能維持施設及びその敷地	（廃止措置計画の認可の申請）
三十 七 核燃料物質による汚染の除去	七 七 廃止措置期間性能維持施設及びその敷地	（廃止措置計画の認可の申請）

八 核燃料物質等の廃棄	九 廃止措置の工程
十 廃止措置に係る品質マネジメントシステム	前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。
一 全ての坑道の閉鎖が終了していることを明らかにする資料	二 廃止措置対象附属施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図
三 第五十八条の規定による第一種廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に関する説明書	四 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書
五 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書	六 廃止措置期間性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書
七 金の調達計画に関する説明書	八 廃止措置の実施体制に関する説明書
九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	十 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面
十一 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。	十二 廃止措置計画の認可の申請
(廃止措置計画の変更の認可の申請)	(廃止措置計画の認可の申請)

第十八条 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る)は、次の各号に掲げるとおりとする。	第一項の二十五第二項の規定による認可を受けた者(第一種廃棄物埋設事業者に限りある。)は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
第二項の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原	第三項の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原
子力規制委員会規則で定める基準(第一種廃棄	子力規制委員会規則で定める基準(第一種廃棄
物埋設の事業に係るものに限る。)は、次の各号に掲げるとおりとする。	物埋設の事業に係るものに限る。)は、次の各号に掲げるとおりとする。
一 廃止措置対象附属施設の敷地に係る土壤及び当該敷地に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。	二 核燃料物質等の廃棄が終了していること。
三 第四十四条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しが完了していること。	四 廃止措置終了確認証

第五十九条 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により、廃止措置の終了の確認を受けようとする者(第一種廃棄物埋設事業者に限る。)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。	第六十条 法第五十一条の二十二第五第三項において準用する法第十二条の六第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者(第一種廃棄物埋設事業者に限る。)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 事業所の名称及び所在地	二 事業所の名称及び所在地
三 廃止措置対象附属施設の解体の実施状況	三 廃止措置対象附属施設及びその敷地
四 核燃料物質による汚染の除去の実施状況	四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
五 核燃料物質等の廃棄の実施状況	五 廃止措置期間性能維持施設
六 廃止措置対象附属施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間	六 廃止措置期間性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間
七 核燃料物質による汚染の除去	七 廃止措置に係る品質マネジメントシステム
八 廃止措置の工程	八 廃止措置に係る品質マネジメントシステム
九 廃止措置に係る品質マネジメントシステム	九 廃止措置の実施体制
十 廃止措置に係る品質マネジメントシステム	十 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面

第十八条 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の七第四項の認可を受けようとする者(第一種廃棄物埋設事業者に係る者に限る。)は、第八十条の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。	第十九条 法第五十一条の二十六第四項において準用する法第十二条の七第四項の認可を受けようとする者(第一種廃棄物埋設事業者に係る者に限る。)は、第八十七条の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
第二十条 法第五十一条の二十六第二項の規定による認可を受けた者(第一種廃棄物埋設事業者に係る者に限る。)は、前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。	第二十一条 法第五十一条の二十六第二項の規定による認可を受けた者(第一種廃棄物埋設事業者に係る者に限る。)は、前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。
二 事業所の名称及び所在地	二 前号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項
三 廃止措置対象附属施設の敷地に係る土壤及び當該敷地に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。	三 廃止措置対象附属施設の敷地に係る土壤及び當該敷地に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。
四 廃止措置に係る品質マネジメントシステム	四 廃止措置に係る品質マネジメントシステム
五 廃止措置に係る品質マネジメントシステム	五 廃止措置に係る品質マネジメントシステム
六 廃止措置に係る品質マネジメントシステム	六 廃止措置に係る品質マネジメントシステム
七 廃止措置に係る品質マネジメントシステム	七 廃止措置に係る品質マネジメントシステム
八 廃止措置に係る品質マネジメントシステム	八 廃止措置に係る品質マネジメントシステム
九 廃止措置に係る品質マネジメントシステム	九 廃止措置に係る品質マネジメントシステム
十 廃止措置に係る品質マネジメントシステム	十 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面

(旧廃棄事業者等に係る廃止措置対象附属施設の維持等)

**第八十八条の二** 法第五十一条の二十六第四項において読み替えて準用する法第二十二条の第九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る)は、廃止措置対象附属施設に廃止措置期間性能維持施設が存在する場合とする。

2 前項の場合において、法第五十一条の九本文の規定は、廃止措置期間性能維持施設に限り、適用されるものとする。

3 第一項の場合において、定期事業者検査は、廃止措置期間性能維持施設について、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めて行うものとする。

(指定廃棄物埋設区域に関する記録すべき事項)

**第八十八条の三** 法第五十一条の二十八第一項(法第五十一条の二十六第四項において準用する場合を含む。)の原子力規制委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 廃棄物埋設地の位置に関する事項
- 二 廃棄した放射性廃棄物の性状及び量に関する事項
- 三 第五十八条の規定による第一種廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果(法第五十一条の二十五第二項に規定する廃止措置計画を定めようとするときに講じたものに限る。)
- 四 その他原子力規制委員会が必要と認める事項

(指定に関する規定の準用)

**第八十八条の四** 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号)、第二百二十七条から第三百三十三条までの規定は、第四十四条第五項の指定について準用する。

(事故故障等の報告)

**第八十九条** 法第六十二条の三の規定により、第一種廃棄物埋設事業者(旧廃棄事業者等を含む。次条及び第九十一条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。

一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

二 第一種廃棄物埋設施設の故障があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とするとき。

三 第一種廃棄物理施設の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは第一種廃棄物埋設施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあるとき。

四 第一種廃棄物埋設施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設による排出の状況に異状が認められたとき又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。

五 気体状の放射性廃棄物を排気施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が第六十一条第四号の濃度限度を超えたとき。

六 周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第六十一条第六号の濃度限度を超えたとき。

七 核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。

八 第一種廃棄物埋設施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次にいずれかに該当するとき(漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。)を除く。

九 第一種廃棄物埋設施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域内に立ち入る者について被ばくがあつたときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超えるおそれのあるとき。

十 放射線業務従事者について第十五条第一項第一号の線量限度を超える又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

十一 前各号のほか、第一種廃棄物理施設設に關し、人の障害(放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。)が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(危険時の措置)

**第九十条** 法第六十四条第一項の規定により、第一種廃棄物埋設施設に火災が起り、又は第一種廃棄物埋設施設に延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防官員に通報すること。

一 第一種廃棄物埋設施設に火災が起り、又は第一種廃棄物埋設施設に延焼するおそれがある場合には、消防官員に通報する。

二 第一種廃棄物埋設施設に火災が起り、又は第一種廃棄物埋設施設に延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防官員に通報すること。

三 放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、第一種廃棄物埋設施設の内部にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告すること。

四 核燃料物質等による汚染が生じた場合は、速やかに、その広がりの防止及び汚染の除去を行うこと。

五 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

六 その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

(報告の徵収)

**第九十一条** 第一種廃棄物埋設事業者は、事業ごとに、別記様式第二による報告書を、液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等、放射性廃棄物の埋設量等並びに放射線業務従事者の一年間の線量分布に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日から翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後四十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 前項の報告書の提出部数は、正本一通とす。

(電磁的記録媒体による手続)

**第九十二条** 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記

載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。別記様式第三において同じ。)及び別記様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出するこにより行うことができる。

一 第六十六条第三項の書類

二 第六十九条第二項の書類

三 前条第一項の報告書

別記様式第1（第五条関係）（平成26年4月・改訂予定）※本件は、本件の表記による  
被災地被災状況等登録（被災地被災状況登録用）  
年 月 日

被災地被災員会員 姓 名  
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

被災地被災員会員及び被災地被災員会員に関する各該の項目（第1の規定  
による被災地被災員会員（第一種被災地被災員会員に該する）に関する被災地被災員会員）

被災地被災員会員（第二種被災地被災員会員に該する）に関する被災地被災員会員

被災地被災員会員	姓	名	年	月	日	場	内
被災地被災員会員	姓	名	年	月	日	場	内

注：被災地被災員会員のうち、被災地被災員会員の他の被災地被災員会員に該する者を除く。  
被災地被災員会員として、被災地被災員会員の他の被災地被災員会員に該する者を除く。

備考：この用紙の場合は、日本語要領用紙Aとすること。

別記様式第2（第九十一条関係）（平成26年4月・改訂予定）※本件は、本件の表記による  
被災地被災状況等登録（被災地被災状況登録用）  
年 月 日

被災地被災員会員 姓 名  
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

被災地被災員会員及び被災地被災員会員に関する各該の項目（第1の規定  
による被災地被災員会員（第一種被災地被災員会員に該する）に関する被災地被災員会員）

被災地被災員会員（第二種被災地被災員会員に該する）に関する被災地被災員会員

被災地被災員会員	姓	名	年	月	日	場	内
被災地被災員会員	姓	名	年	月	日	場	内

注：被災地被災員会員のうち、被災地被災員会員の他の被災地被災員会員に該する者を除く。

備考：この用紙の場合は、日本語要領用紙Aとすること。

別記様式第2（第九十一条関係）（平成26年4月・改訂予定）※本件は、本件の表記による  
被災地被災状況等登録（被災地被災状況登録用）  
年 月 日

被災地被災員会員 姓 名  
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

被災地被災員会員及び被災地被災員会員に関する各該の項目（第1の規定  
による被災地被災員会員（第一種被災地被災員会員に該する）に関する被災地被災員会員）

被災地被災員会員（第二種被災地被災員会員に該する）に関する被災地被災員会員

被災地被災員会員	姓	名	年	月	日	場	内
被災地被災員会員	姓	名	年	月	日	場	内

注：被災地被災員会員のうち、被災地被災員会員の他の被災地被災員会員に該する者を除く。

備考：この用紙の場合は、日本語要領用紙Aとすること。

別記様式第2（第九十一条関係）（平成26年4月・改訂予定）※本件は、本件の表記による  
被災地被災状況等登録（被災地被災状況登録用）  
年 月 日

被災地被災員会員 姓 名  
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

被災地被災員会員及び被災地被災員会員に関する各該の項目（第1の規定  
による被災地被災員会員（第一種被災地被災員会員に該する）に関する被災地被災員会員）

被災地被災員会員（第二種被災地被災員会員に該する）に関する被災地被災員会員

被災地被災員会員	姓	名	年	月	日	場	内
被災地被災員会員	姓	名	年	月	日	場	内

注：被災地被災員会員のうち、被災地被災員会員の他の被災地被災員会員に該する者を除く。

備考：この用紙の場合は、日本語要領用紙Aとすること。

別記様式第2（第九十一条関係）（平成26年4月・改訂予定）※本件は、本件の表記による  
被災地被災状況等登録（被災地被災状況登録用）  
年 月 日

被災地被災員会員 姓 名  
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

被災地被災員会員及び被災地被災員会員に関する各該の項目（第1の規定  
による被災地被災員会員（第一種被災地被災員会員に該する）に関する被災地被災員会員）

被災地被災員会員（第二種被災地被災員会員に該する）に関する被災地被災員会員

被災地被災員会員	姓	名	年	月	日	場	内
被災地被災員会員	姓	名	年	月	日	場	内

注：被災地被災員会員のうち、被災地被災員会員の他の被災地被災員会員に該する者を除く。

備考：この用紙の場合は、日本語要領用紙Aとすること。





附 則（平成三十一年六月八日原子力規制委員会規則第六号）									
第一条 この規則は、公布の日から施行する。									
第二条 第一条の規定による改正後の次の表上欄に掲げる規則の同表中欄に掲げる規定及び下欄に掲げる様式は、平成三十一年四月一日以後の期間について作成すべき報告書について適用するものとし、同日前の期間について作成すべき報告書については、なお従前の例による。									
（経過措置）									
第一項 （施行期日）	別記様	式第一項	第七条第一項	第一項	第十一条第一項	第一項	別記様	式第二項	第十八条
第二項 （核燃料物質の加工の事業に関する規則）	別記様	式第一項	第七条第一項	第一項	第十一条第一項	第一項	別記様	式第二項	第十九条
第三項 （核燃料物質の再処理の事業に関する規則）	別記様	式第一項	第七条第一項	第一項	第十一条第一項	第一項	別記様	式第二項	第二十一条
第四項 （実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則）	別記様	式第一項	第七条第一項	第一項	第十一条第一項	第一項	別記様	式第二項	第二十二条
第五項 （核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則）	別記様	式第一項	第七条第一項	第一項	第十一条第一項	第一項	別記様	式第二項	第二十三条
第六項 （核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則）	別記様	式第一項	第七条第一項	第一項	第十一条第一項	第一項	別記様	式第二項	第二十四条
第七項 （使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則）	別記様	式第一項	第七条第一項	第一項	第十一条第一項	第一項	別記様	式第二項	第二十五条
第八項 （核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則）	別記様	式第一項	第七条第一項	第一項	第十一条第一項	第一項	別記様	式第二項	第二十六条
第九項 （研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則）	別記様	式第一項	第七条第一項	第一項	第十一条第一項	第一項	別記様	式第二項	第二十七条
第十項 （核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則）	別記様	式第一項	第七条第一項	第一項	第十一条第一項	第一項	別記様	式第二項	第二十八条
第十一項 （核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則）	別記様	式第一項	第七条第一項	第一項	第十一条第一項	第一項	別記様	式第二項	第二十九条

				の第一種廃棄物理設の事 業に関する規則
				第三条 第二条の規定による改正後の前条の表の 上欄に掲げる規則の同表の下欄に掲げる様式 は、平成三十二年四月一日以後の期間について 作成すべき報告書について適用するものとし、 同日前の期間について作成すべき報告書につい ては、それぞれ第二条の規定による改正前の同 表の下欄に掲げる様式による。
			附 則（平成三〇年九月一八日原子力規 制委員会規則第九号）	第四条 この規則（附則第一条ただし書の規定に あつては、当該規定。以下この条において同 じ。）の規定の施行前にした行為及び附則の規 定によりなお従前の例によることとされる場合 におけるこの規則の施行後にした行為に対する 罰則の適用については、なお従前の例による。
		第一条 この規則は、公布の日から施行する。 (特定核燃料物質の防護のための区域における 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する 経過措置)	附 則（平成三一年三月一日原子力規制 委員会規則第一号）抄 (施行期日)	第二条 この規則の施行の際現に次の表の第一欄 に掲げる規定による核物質防護規定の認可を受 けている者は、公布の日から起算して一年を経 過するまでに、それぞれこの規則による改正後 の同表の第二欄に掲げる規則の同表の第三欄に 掲げる規定に掲げる事項について、核物質防護 規定の変更の認可を申請しなければならない。 この場合において、当該期間内に当該申請がさ れたときは、特定核燃料物質の防護のために必要 な措置については、当該申請に係る認可又は認 可の拒否の処分があるまでの間は、同表の第四 欄の規定にかかるわらず、なお従前の例による。
第一欄 料物質及 核原料物 質、核燃 は核燃料物質	第二欄 核原料物質又 の三第 の二第	第三欄 第七条 第六条	第四欄	

(特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関する措置等に関する経過措置)									
第三条 この規則の施行の際現に次の表の第一欄に掲げる規定による核物質防護規定の認可を受けている者は、公布の日から起算して六月を経過するまでに、それぞれこの規則による改正後の同表の第二欄に掲げる規則の同表の第三欄に掲げる規定に掲げる事項について、核物質防護規定の変更の認可を申請しなければならない。									
四 法 十 第	項 第 一 二 条 使 用 規 則 の 貯 藏 の 事 件	三 四 法 第 十 用 原 設 設 等 に 用 子 爐 等 の 關 於 試 驗 研 究 の 事 件	法 第 一 六 二 条 核 燃 料 物 質 的 加 工 事 業 に 關 於 的 事 業 之 規 則	法 第 二 十 二 条 核 原 料 物 質 又 は 核 燃 料 物 質 的 製 鍊 事 業 之 規 則	法 第 二 第 一 項 之 規 則	欄 第 一 第 二 欄	第一欄		
							第三欄	第二欄	
第十項 規則 の 使 用 事 件	第十一項 規則 の 使 用 事 件	第十二項 規則 の 使 用 事 件	第十三項 規則 の 使 用 事 件	第十四項 規則 の 使 用 事 件	第十五項 規則 の 使 用 事 件	第十六項 規則 の 使 用 事 件	第十七項 規則 の 使 用 事 件	第十八項 規則 の 使 用 事 件	第十九項 規則 の 使 用 事 件
第一条 規則 の 使 用 事 件	第二条 規則 の 使 用 事 件	第三条 規則 の 使 用 事 件	第四条 規則 の 使 用 事 件	第五条 規則 の 使 用 事 件	第六条 規則 の 使 用 事 件	第七条 規則 の 使 用 事 件	第八条 規則 の 使 用 事 件	第九条 規則 の 使 用 事 件	第十条 規則 の 使 用 事 件
第十一项 規則 の 使 用 事 件	第十二项 規則 の 使 用 事 件	第十三项 規則 の 使 用 事 件	第十四项 規則 の 使 用 事 件	第十五项 規則 の 使 用 事 件	第十六项 規則 の 使 用 事 件	第十七项 規則 の 使 用 事 件	第十八项 規則 の 使 用 事 件	第十九项 規則 の 使 用 事 件	第二十项 規則 の 使 用 事 件



二 新法 原子力利用における安全対策の強化

のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律 第三条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をい

う。

三から二十まで 略

二十一 施行日 この規則の施行の日をいう。

附 則 (令和四年三月三十日原子力規制  
委員会規則第二号)

(施行期日) 第一条 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則の施行前にこの規則による改正前の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十六条の十四各号、核燃料物質の使用等に関する規則第六条の十各号、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則第十七条の七各号、核燃料物質の加工の事業に関する規則第九条の十六各号、核原料物質の使用に関する規則第五条第一項各号及び第二項各号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十九条の十六各号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則第五条の二各号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十五条各号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第三十四条各号、船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則第三十五条各号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第二十二条の十七各号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第三十五条各号並びに核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第八十九条各号のいずれかに該当したときにおける報告については、なお從前の例による。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年三月七日原子力規制委員会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年五月三十日原子力規制委員会規則第三号)